

(平成28年度)

筑前町教育委員会の自己点検・評価シート

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
I 教育委員会の活動	1 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A ○定例会を毎月1回開催し、臨時会を2回開催した。(合計14回開催)	
		② 教育委員会会議の運営上の工夫	A ○定例の教育委員会開催日を特定せず、委員会の最後に翌月の定例会の日程を決めることで、全員が出席できるように調整を行っている。	
	2 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	① 教育委員会会議の傍聴者の状況	B ○教育委員会の開催については、告示することにより公示している。28年度は、1名の傍聴者があった。 ○議会事務局へ会議開催を通告する等の取り組みを行った。	○会議開催について、ホームページへの掲載を行うなど、広報活動をさらに工夫しながら継続して取り組む。
		② 議事録等の公開、広報・広聴活動の状況	A ○会議録の閲覧をできるようにしている。	
	3 教育委員会と事務局との連携	A ○定例教育委員会開催時に、現状・課題について教育長から報告を行い、また教育課、生涯学習課から教育上の諸問題について報告を行うことにより、教育委員に情報提供がなされ共通理解が図られた。		
	4 教育委員会と首長との連携	A ○教育委員と町長・副町長との懇談会を実施するなどして、首長との連携を常に図っている。また、教育施策説明会や学力向上研修会などに首長の出席を要請しており、連携が図られている。更に首長主催の総合教育会議が開催され意見交換を行うことができた。		
5 教育委員の研修	A ○国、県が主催する教育委員を対象とした研修会や朝倉郡地方教育委員連絡協議会が行った先進地視察研修を行った。 10/24北筑後教育事務所管内教育委員研修会(久留米市) 1名参加 11/17~18全国市町村教委研修協議会第2B研修会(高知県) 3名参加 8/1福岡県市町村女性教育委員研修会(福岡市) 1名参加	○今後とも、各種研修会について、情報提供を行う。		
6 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	A ○1学期には、北筑後教育事務所同伴の学校訪問を2校、筑前町教育委員会単独の学校訪問を4校実施し、2学期には、筑前町教育委員会単独の学校訪問を5校実施し、3学期には、北筑後教育事務所同伴の学力向上フォローアップ訪問を1校実施した。			

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1	学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。	A ○平成28年度教育施策及び「学校教育推進28」並びに「社会教育推進28」を事務局で作成し、教育委員会で審議、決定した。	筑前町教育支援大綱に基づいて、教育施策の策定を行っていく。
	2	学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。	— ○平成28年度は無かった。	
	3	1件30万円を超える教育財産の取得を申し出ること。	— ○平成28年度は案件がなかった。	
	4	県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること。	A ○県費負担教職員の次年度人事異動の内申をはじめ、定数欠員補充及び休職代替職員の任用に係る内申、退職内申、事務の共同実施兼務並びに小中兼務教員の内申を行った。 ○県費負担教職員の懲戒及び分限はなし。指導措置としての文書による訓告はなし、口頭による訓告は1件であった。	
	5	県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	— ○県の方針を準用。	
	6	前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。	A ○北筑後教育事務所「人事異動取扱要領」を各学校に通知し、人事異動の適正な実施に取り組み、不服申し立てはなかった。	
	7	県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと。	— ○平成28年度は無かった。	
	8	教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと。	A ○教育委員会事務局職員のほか、栄養士、事務補助、特別支援員、学習支援員、社会教育指導員、地域活動指導員、文化財整理及び給食調理の臨時職員等の任免を行った。	
	9	学校、公民館、図書館の敷地を選定すること。	— ○平成28年度は無かった。	
	10	1件100万円以上の工事の計画を策定すること	A ○総合計画の教育施設整備5か年（H29～H33）実施計画を策定した。	○今後も、町総合計画の3年毎の実施計画に載せる前に、教育委員会の審議を行い、策定する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1 1	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。	A ○平成20年度事業から実施し、平成22年度事業から学識経験者の外部評価を行っている。	○委員会窓口での閲覧及び教育委員会ホームページへの掲載を継続して行う。
	1 2	教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	A ○平成28年度の制定・改廃状況は、次の通りで、審議を行い可決した。 ・条例の一部改正案の議会上程・・・ 1件 ・規則の一部改正・・・ 2件 ・規程の一部改正・・・ 0件 ・要綱の制定・・・ 3件 ・要綱の一部改正・・・ 2件	○今後とも、状況の変化に対応した審議を行っていく。
	1 3	教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること。	A ○教育関係に係る当初予算、補正予算について意見具申を行った。	○各小・中学校予算をはじめ、教育関係に係る当初予算、補正予算の説明資料を工夫する。
	1 4	社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し出ること。	— ○平成28年度は無かった。	
	1 5	校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。	A ○町単独の教職員研修を体系化し、実施した。 ・経験年数に応じた研修 ・職務内容に応じた研修・研究指定 ・委嘱事業の実施	○引き続き、教育施策において、研修に係る重点目標と具体的施策を定める。
	1 6	学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。	— ○平成28年度は無かった。	

(学校教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 地域に開かれた学校づくりの推進	①コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進	A ○各学校の課題解決に向けた熟議を通して、特色のある取組が推進できた。具体的には、学習ボランティアによる学力向上の取組、学校運営協議会主催による安全安心集会の実施、地域見守り隊の組織化、各中学校校区共通した「家庭学習強化週間」の実施、「ネット4ない宣言」の取組等ができた。 ○中学校区で合同の学校運営協議会を開催し、小中が連携した取組が進んだ。具体的には、三輪中学校区において、「草場川へおいで」をテーマに小中連携した取組が実施された。 ○各学校が、学校通信、学校運営協議会便り、ホームページ等を通じて、学校運営協議会の取組等地域住民に広報することができた。	○各中学校区の特徴を生かしながら、小中連携した取組をより充実できるようにする。 ○学校から積極的に情報を提供し、個々の教育課題等に対して、熟議した内容が具現化するよう支援を行っていく。 ○各校のコミュニティ・スクールに参加している行政関係職員から、様々な情報を積極的に発信していく。 ○コミュニティ・スクールの取り組み状況については、今後もホームページを通じてより充実した情報発信を行う。
		②学校評価の効果的運用	A ○英語教育の推進等、本町の教育施策の重点を評価項目に位置づけることで、各学校の意識化につながり、取組が充実してきた。 ○各学校が教育活動等について自己評価・学校関係者評価を行い、その結果の公表を通して学校運営の改善ができた。 ○学校関係者評価委員会と学校運営協議会とを一体化することで、学校の教育活動に対する評価が、効率よく行うことができた。	○各学校の教育目標達成に向けた学校評価の取組（R-PDCA）をさらに支援していく。 ○各学校における評価項目を重点化、焦点化し、特色ある教育活動に対して、成果と課題を明確にすることができるようにする。 ○学校運営協議会において評価の観点や妥当性を検討していく。
	2 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	①教育の機会均等を図る体制整備	A ○電子黒板導入に伴うICT教育や経験年数や職務内容に応じた筑前町教職員研修を体系化・焦点化したことにより、各学校における教育活動の深化充実のための支援をすることができた。 ○三輪小学校、夜須中学校において、小中合同研修会を行い公開授業を通して、小中学校の教員による系統性のある指導内容・方法等について協議することができた。 ○電子黒板導入により、ICT機器を活用した授業づくりやユニバーサルデザインの視点を生かした授業改善を行うことができた。	○各中学校区毎の小中合同研修会を開催し、小中連携（一貫）教育を推進する。 ○定期的な学校訪問を実施し、キャリアステージに応じた指導支援を計画的・継続的に行う。 ○各学校の特色ある取組が、他の学校にも活かすことができるよう、筑前町教職員研修における研修内容の工夫改善や指導主事による情報提供及び学校支援を積極的に行っていく。
		②学力の定着を図る場の確保・充実	A ○学力調査で課題があった問題に対応する「フォローアップ資料」を活用した指導を単元指導計画に位置付けるとともに、補充学習等の中で継続的に活用することができた。 ○ALTを町単独で雇用したことにより、ALTの授業への参加回数の増加、英語での校内放送等の英語環境の整備等が進み児童生徒の英語や外国文化への興味関心の高まりが見られた。 ○小学5,6年生及び中学生を対象とした立命館アジア太平洋大学との連携「English Work Shop」の開催、小学3,4年生を対象に、夏季休業を利用したALTとの交流活動の開催を通して、外国語活動への意欲を喚起することができた。	○全国学力学習状況調査における自校採点を実施し、早期の結果分析から、授業改善に活かす検証改善サイクルを確立する。 ○「フォローアップ資料」を活用した指導を、単元でも放課後等の補充学習でも行い、充実させる。 ○新学習指導要領の完全実施を見据え、外国語活動や英語科授業の効果的な指導ができるようALTの活用を検討していく。 ○ALTの効果的な活用、英語検定試験の実施、APUとの連携を通じた英語教育と英語環境の充実を図る。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	③教員の実践的指導力の向上	A ○筑前町教職員研修を実施したことにより、教職年数や職務内容に応じた研修を意図的、計画的に行い、受講者も達成感を持つことができた。 ○筑前町小中合同授業研修会を実施し、小中学校の教員による系統性のある指導内容・方法等について協議することができた。	○受講者の研修の成果を自校教員に還元するために、研修資料の提供や研修成果の報告等、すべての教員の指導力向上につながる方策を工夫していく。 ○教科等の系統性や学び方の系統性等、小中連携（一貫）に関わるテーマを明確にした小中合同授業研修会にするために、研修内容や方法の工夫改善を図っていく。
		④町一体となった学力向上の機運の醸成	A ○リーフレット「学校教育推進28」を小・中学校の全児童生徒の家庭に配布するとともに、教育施策説明会、学力向上研修会を実施し、一定の評価を得ることができた。 ○学力テストの分析結果等について、学力向上研修会において公表するとともに、教育委員会や各学校のホームページ、町広報紙を通じて、町民へ普及啓発することができた。	○リーフレット「学校教育推進29」を教職員、小中学校全保護者、区長、町議会議員、学校運営協議会委員等に配布し、取組への保護者、地域の理解と意識向上を今後も図っていく。 ○各中学校区で実施している「家庭学習強化週間」や「ネット4ない宣言」の取組を家庭・地域と連携しながら運動として展開していく。
	3 心づくり・体づくりの推進	①食育の推進	A ○食育推進委員会を開催し、筑前町第二次食育推進基本計画に基づいた各部署の具体的な取組を推進することができた。 ○筑前町給食管理委員会において、すべての児童生徒の食の安全を図るための「筑前町食物アレルギー対応方針」を1年間の熟議を通して策定することができた。	○食に関する年間指導計画の重点化により実効性のある食に関する指導を進める。 ○筑前町第二次食育推進計画の啓発と充実を図る。 ○「筑前町食物アレルギー対応方針」に基づく、食物アレルギー対応が適切に実施できるよう指導を行っていく。
		②キャリア教育、ボランティア活動の推進	A ○キャリア教育における小・中一貫カリキュラム「夢と志を育む筑前っ子育成プラン」に基づいた特色のある実践を広げることができた。 ○立志式や1/2成人式を通して、児童生徒の将来に対する夢や希望を育むことができた。 ○コミュニティ・スクールと協働し、中学生が校区内の小学校に出向いて、学習支援を行ったり、地域の行事等にボランティアとして積極的に参加することができた。	○キャリア教育、道徳教育に関する小・中一貫カリキュラムの年間指導計画への位置づけと実践例の更なる蓄積をおこなう。 ○小中が連携した特色ある取組を行う。 ○立志式や1/2成人式といった儀式的行事を通して、児童生徒の夢や希望を育む実践の充実を図っていく。
		③道徳教育の充実・改善	A ○「特別の教科 道徳」への移行を踏まえ、実践校視察や講師を招聘しての研修等、各学校の道徳教育推進教員を対象にした研修を行うことができた。	○「特別の教科 道徳」の実施に向け、具体的な授業づくりや評価の在り方等、内容を焦点化した研修を行っていく。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	4 いじめ・不登校に対する生徒指導体制の確立	①いじめ・不登校をなくす学校の取り組み	A ○生徒指導に係る調査等をもとに学校の取組を点検・指導し、いじめ認知件数は8件、不登校は22名で、いじめの認知件数は増加、不登校数は昨年より減少した。 ○いじめ認知件8件はすべて解消した。不登校22名のうち5名が解消した。 ○スクールソーシャルワーカーの計画的な学校訪問により、学校だけでは解決困難な個別の問題等の解決に向け効果的な活用を図った。 ○教育支援センターで、学校への支援復帰と学力の保障を行った。4名（中3生1名 中2生2名、小3生1名）のうち、中3生1名は高校へ進学することができた。 ○いじめ問題等外部専門家による学校への支援において、事例を通じた研修及び協議を全ての学校で実施することができ、組織的対応、いじめの認知、児童生徒へのケア等、外部専門家から適切な助言を得ることができた。	○いじめ認知件数の増加は、いじめに対する教職員の目が行き届いていることの証でもあることから、教職員の積極的な認知と組織的な対応について各学校に周知する。 ○いじめ・不登校対策において、早期発見、早期対応を行うために、小中連携における体験入学や小中連絡会の内容方法の工夫改善を図る。 ○いじめに特化したアンケートを月1回以上確実に実施させ、校内対策委員会の月1回の開催等、いじめの早期発見の取組をさらに進める。 ○いじめに特化したアンケートの内容や実施方法、その後の活用に至り方等、外部専門家を活用した研修、協議を全ての学校で実施する。 ○各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的対応をさらに充実させるために、実効性のある対応マニュアルかどうかの検証を図り、工夫改善に努める。
		②児童生徒の安心・安全を守る連携体制	A ○通学路の安全確保のために、教育委員会、道路管理者、警察署が連携し、緊急点検を行い、危険箇所の改善を図った。 ○学校安全対策委員会での安全確保上の問題の確認等の連携を図り、児童生徒の生命にかかわる事故等は発生しなかった。	○筑前町安全対策委員会での情報共有を行い、町としての多面的な取組を進める。 ○各学校での安心メール等の普及を促し、不審者情報等、緊急時の連絡体制構築を進める。
		③児童生徒の安心・安全を守る人的支援	A ○スクールカウンセラー4名（町費2、県費2）、心の相談員2名の担当時間はフルに活用された。 ○スクールソーシャルワーカーに対する学校の有効活用が促進し、教育相談が充実した。 ○スクールガード・リーダーの助言をもとに、危険箇所の把握と改善を行った。また、不審者情報に対する対策を行った。	○スクールソーシャルワーカーの各学校のいじめ・不登校等対策委員会への有効活用を図る。 ○学校・保護者・地域及び関係機関等との情報交換を積極的に行い、新たな危険箇所等の把握を行う。 ○全小中学校で地域見守り隊の組織化と取組の充実を図る。
	5 特別支援教育の充実	①学校における特別支援教育の組織的な推進	A ○個々の児童生徒の実態に即した個別の支援・指導計画の整備を進め、各学校の特別支援学級の適切な運営のための指導を行った。 ○校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内特別支援教育推進委員会の定期的な開催と関係機関等との連携について指導した。 ○平成29年度より通級指導教室（情緒）の開設ができるようになった。 ○「障害者差別解消法」に基づく合理的な配慮の提供について、周知・啓発を行った。	○普通学級に在籍する発達障害等が疑われる児童・生徒の個別の指導計画の作成し、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを充実させる。 ○「ふくおか就学サポートノート」の普及と活用を図る。 ○個々に応じたケース会議の実施及び内容の充実が図れるよう指導を行う。 ○「障害者差別解消法」に基づく合理的な配慮の提供の充実を図る。
		②関係機関とのネットワークの構築	A ○県指導主事や特別支援学校による巡回相談を実施し、個別の支援方法について指導、助言を行った。 ○スクールソーシャルワーカーが要となり、こども未来センターや児童相談所等との連絡調整を密することで、児童生徒の健全育成及び保護者への支援に努めた。	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した巡回訪問を行い、よりよい支援ができるようにしていく。 ○個別の支援計画・指導計画の作成と併せて、通常学級に在籍する気になる児童生徒への効果的な支援ができるような体制づくりをすすめることが必要。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	5 特別支援教育の充実	③個々の教育的ニーズに対応する人的支援	A ○通級指導教室において、言葉に困り感を持つ児童への支援を行うことで様々な効果が見られた。 ○9名の特別支援教育支援員を町費で各学校に配置し、特別支援学級での学習が充実させるとともに、普通学級の支援も積極的に行った。 ○特別支援教育支援員及び学習支援員を対象とした研修会において、専門的な立場からの講話や互いの情報交換を行うことで支援員としての認識が高まり、具体的支援の在り方についても学ぶことができた。	○特別教育支援員のキャリアとニーズに応じた研修会を実施するとともに、「障害者差別解消法」に基づく合理的な配慮の提供について共通理解を図る。
	6 人権教育の推進	①学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	A ○人権教育の視点に立った学校づくりについて、「学校教育推進28」に位置づけ施策説明会での説明を通じて、教員、保護者等への啓発を行った。 ○定期的な学校訪問を行い、学校の教育活動全体を通しての人権教育の推進が図れるよう、指導・支援を行うことができた。 ○初任者等を対象にした教職員の好ましい人権感覚の涵養と個別の人権課題の解決に向けた正しい理解を育むための研修会を開催した。	○人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」が各学校で共通理解のもとで進められるよう指導を行っていく。 ○初任者、若手教員等を対象にした「人権教育研修」を実施し、教職員の人権認識、人権感覚の向上を図る。 ○人権教育の出発点である児童生徒理解の充実が図られるよう指導を行っていく。
		②組織的な取組の推進	A ○実態把握に基づき、人権尊重の視点に立った学校づくりの取組ができるよう、各学校の人権教育の全体計画、年間指導計画等の点検、改善がなされた。 ○人権が尊重された「学習活動づくり」について、指導主事等を招聘した研修会が実施された。 ○学校で発生した人権問題に関わる事象に対して、校長を中心に組織的対応が図られるよう学校に支援・指導を行った。	○全体計画及び年間指導計画について学校全体での「計画・実行・評価・改善」を確実に行うよう指導する。 ○「学習活動づくりについて」児童・生徒の人権尊重の意識が高まるよう効果的に推進する。 ○教職員の人権感覚の向上を図る上で、特に、教職員による言語環境整備の充実を図る。
		③指導内容の充実と指導方法の工夫・改善	A ○人権教育教材「かがやき」「あおぞら」の計画的な活用や参加、体験的な授業づくりに向け、公開授業等をとおして研修を行うことができた。 ○確かな人権認識を育むための小学校社会科学習に関わる校内研修や人権教育公開授業において指導助言を行い、指導方法の工夫改善に努めた。 ○人権教育教材開発のために、県の指定校である三輪小学校への支援・指導を行った。	○児童生徒の主体的・実践的な学習を通じた確かな学力保障がなされるよう、東小田小学校、三輪中学校の人権教育公開授業等を通じて改善指導を行う。 ○人権に関する知的理解と人権感覚を関連させた、人権教育を推進していく。 ○個別の人権課題に対する理解と体得を図るための授業づくりへの支援・指導を行う。
	7 教職員の資質向上と人材育成	①教職員の資質向上を図る人事評価の推進	A ○人事評価のねらい、適正な評価方法、実施上の留意点等について各校長に指導した。 ○各学校で、個票を作成し、校務、学級経営、授業等における客観的な評価を行った。 ○各学校が期首、中間、最終面談等の個人面談を計画的に実施することができた。 ○新たな人事評価制度の周知を行った。	○評価規準に関する各校長の共通理解、根拠の記録等について、県教委資料等をもとに継続的に指導していく。 ○人事評価制度の改正に伴う適正な人事評価に関して、校長会等の中で、情報交換や共通認識を図るようにする。
		②教職員派遣研修や教職員人事による人材育成	A ○中央研修や長期派遣研修等の教職員派遣研修を実施することで、教科等の専門的な知識や実践力、マネジメント力を育成することができた。 ○筑前町教職員研修を体系化し、長期的な人材育成計画を策定し、経験年数、職務内容に応じた研修を行うことができた。 ○三輪小学校「人材育成部」が作成した「チーム三輪小 職員の手引き」を各学校に配布し、人材育成に関わる具体的取組を還元することができた。	○研修の成果を活用した、教職員の活躍の場を与え、人材育成を進めていく。 ○教職員一人一人の職務やキャリアステージに応じた筑前町教職員研修において、今後も工夫改善を図り、内容の充実を努める。 ○ミドルリーダーや職務の専門性に長けた人材を育成するために、研修機会の保障や提供を行って行く。

(社会教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 学校・家庭・地域の連携による学習機会の充実	①成人学級・講座	A ○5～2月 各種講座・学級を開催した。募集した各種講座・学級は11講座すべて開講することができた。(しあわせ学級、新生学級含む) ○受講後のアンケートにより、各講座の満足度や目標達成率は約90パーセント以上あり、一定の成果があったと評価する。	○今後も町民のニーズをうまくとらえながら企画し、講座タイトルや周知方法を工夫する。 また、単に学ぶことだけでなく、人と人とのつながりを醸成し、その活動を地域に広げることの出来るプログラムを準備し、地域や学校への学習成果の還元を図る。
	2 図書館の充実と読書活動の促進	①子ども読書活動推進計画の実施	A ○「筑前町子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行った。「小学生読書リーダー育成講座」では、読書リーダーを育成し各小学校の読書活動の促進につなげた。 ○「毎月23日は読書の日」とし、この日は省テレビ・省ゲームデーで家族で読書活動を行う日として啓発した。 ○小学低学年、高学年用の家読カードを作成し、全児童に配布を行い「読書の日」及び「家読」の啓発を行った。	○「筑前町子ども読書活動推進計画」の改定を行う。読書リーダー育成講座の内容見直しを行う。また「毎月23日は読書の日」や「家読」を広く周知していき読書環境の充実に努める。
		②地域の知の拠点としての機能強化	A ○町民のさまざまな読書要求に応え、常に新鮮な資料構成を維持し、他館との相互貸借も利用した資料提供を行った。町民の生涯学習の場としてより良い利用環境を整えたとともに、レファレンス(調査支援、学習援助)やリクエスト(予約)サービスに力を入れた。	○住民の生涯学習拠点として、住民のニーズに即した資料提供に努める。
	3 生涯スポーツの普及促進による健康増進	①スポーツ指導者研修会	A ○スポーツ少年団の団員・指導者、各区の青少年育成指導員、体育協会員を対象に、医療法人清家渉クリニックのリハビリテーション科副室長 大音 樹さんを招き『スポーツ障害予防のトレーニング法』を実施。各スポーツ領域の指導において、すぐに活用できるジュニア期(小学生～中学生)を対象としたスポーツ障害の講習を受け、体幹トレーニングの理論や方法等について学ぶことで、地域スポーツの振興を推進する指導者としての力量や資質の向上を図る。参加者(約41名)の多くに好評であった。	多くの方が参加できるように広報等で周知し、普及促進に努める。
4 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実	①芸術・文化事業の開催	A ○入場者数は、天候等の関係により年間を通して減少しましたが、幅広い年代を集客することが出来た。 ○マンスリーコンサートは、常に120～400名以上の入場者があり、ジャンルが多彩であるに関わらずリピーターが増加傾向にある。 カワムラバンドによるロックな演奏や尺八の体験ワークショップからの尺八演奏、子どものためのコンサートからジャズなどの演奏を始め、東儀秀樹さんによる雅楽の演奏を提供し、参加者からのアンケートでは好評の声が聴けました。 ○著名人の講演には露の団姫を招いて落語による講演が行われ、自主文化事業への関心を高めることが出来た。	○事業費の4割を割らないように広報やチラシで周知させているが集客が困難となれば補助事業の申請等で負担の軽減に努める必要がある。 ○参加型の企画を提供し、聴く観るだけでなく、体験する機会を提供することによって、町民ホールや文化施設の利用促進を図る。	

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	4 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実	②文化財の保存・活用	B ○開発と文化財保護との調整については、310件の事前協議を行い、その中で15件の試掘・確認調査を行った。 ○過年度のほ場整備事業に係る埋蔵文化財調査報告書の作成については、計画的な発行に努め、本年度は昭和60・61年度調査の東小田峯遺跡整理・復元作業を行った。 ○朝倉古窯跡群調査については、調査指導委員会の指導に基づき、窯跡の規模や遺跡の広がりについて確認調査を行い、並行して整理・復元作業を行い、一旦、今年度までの調査をまとめた報告書作成を行った。 ○普及活動事業については、国史跡仙道古墳の装飾石室の公開や、中学生の職場体験、各地区へ出前講座等を実施した。	○開発と文化財保護との調整については、地図システムを活用し、調査履歴を反映した台帳を整備し、日常的な問合せに応じて台帳の充実を図っているが、若干過去の履歴が漏れているところがあり、整備充実が必要である。 ○朝倉古窯跡群については、今後史跡指定に向けて、報告書を簡潔にまとめ、国・県に対してや、一般にもわかりやすく説明できるようにできるように努めたい。
		③町史の編さん	A ○編さん委員会を開催し、本編に続いて「概要版」や、資料編として「民俗資料」・「歴史資料」・「考古資料」各編の編纂が計画され、28年度には、「概要版」と「民俗資料」について刊行した。	○ダイジェスト版は、見やすく親しみやすいように工夫し、容易に理解できるように編集作業を進めた。
	5 様々な体験活動による青少年の健全育成	①通学合宿	A ○大塚区・弥永区・依井区(3区合同、三輪小学校区)、二区・松延新道区・中牟田町区(3区合同、中牟田小学校区)での実行委員会を組織し、地元子ども達を対象に、3泊4日の通学合宿を開催することができた。合宿期間中、子ども達は自主的に調理・掃除・勉強などの生活体験を行うことが出来た。また、調理や宿泊の見守り、送迎やもらい湯など地域の皆さんが協力して実施することができた。	○今年度の開催経験や実行委員会での反省を基に、地域にとってより魅力的な合宿内容や、町の支援体制を検討する。 ○東小田小学校区については、平成26、27年度に募集したが開催できなかったため、平成28年度は通学合宿を開催せず、代替案として料理教室を実施した。今後は、3小学校区で開催できるよう呼びかける。
		②子ども会議	A ○子ども会議を三輪小学校区の子どものジュニアリーダー育成のため開催した。子どもたちが自分たちで体験活動(久光区子ども会とのクッパ大会)の計画・準備・実行することができた。	子ども達が参加しやすい日程を考慮して実施したが、1度も参加できていない子どももいた。地区推薦依頼の際、主旨の意義や子ども達の参画意識の改革が必要がある。また、参加者の意見を十分に取り入れられる活動プログラムを検討する。
		③6年生交流会	A ○町内の小学6年生を対象に6年生交流会を開催した。2泊3日の日程を野外炊飯、キャンドルのつどい、館内ビンゴ等を楽しみながら共に過ごすことで、日頃出会うことのない町内の小学6年生同士の友情を育むことができた。また、事前研修を実施し、班や役割分担を決めておくことで、各々が自分の役割を責任もって果たすことや、思いやり、周りとの協力することの大切さを学ぶ機会にできた。	○子どもたちがより交流できるように2泊3日で開催したが、前後に休日がなく、子どもたちには負担が大きかった。開催日数を1泊にして十分に交流できるように活動プログラムを工夫する必要がある。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	6 「子どもの約束」の推進	①「子どもの約束」の推進及び啓発事業の充実	A ○スポーツ少年団、文化少年団、子どものつどい、通学合宿時の配付資料に「約束」を綴り込むとともに、斉唱を奨励した。 ○子どものつどいで、「子どもの約束」を活用したイベントを行った。 ○子どもの約束の啓発事業として「大刀洗平和記念館中学生ボランティアガイド」事業を行った。	推進事業の継続と新たな展開や家庭への普及促進を図る。
	7 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の促進	①筑前町人権・同和推進協議会 社会教育委員会	A 6月2日に社会教育部会総会を行い、27年度事業報告及び28年度事業計画について協議した。各種講演会・研修会への参加、部会員が属する団体での研修を呼びかけた。総会終了後、朝倉人権啓発情報センター職員を講師に招いて、部会で人権・同和问题研修を行った。28年度は教育委員と社会教育委員の会合同で、子どもの貧困問題についての研修を開催した。	社会教育団体に対し、人権セミナーや研修会の実施に向けて、人権同和対策室と連携し、より多くの団体が実施するよう努める。